参議院

質問主意書提出

十二月二日議員から次の質問主意書が提出された。

自動車NOx・PM法などによる排出ガス規制に基づく車種規制に関する質問主意書（神取忍提出）(第八〇号)

行政刷新会議のあり方に関する質問主意書（神取忍提出）(第八一号)

ゲイツ米国防長官と北澤防衛大臣との会談に関する質問主意書（川口順子提出）(第八二号)

鳩山由紀夫総理の偽装献金問題に関する質問主意書（義家弘介提出）(第八三号)

沖縄政策の今後の推進に当たっての基本的な考え方に関する再質問主意書（島尻安伊子提出）(第八四号)

質問主意書転送

十二月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

修復腎移植問題に関する質問主意書（衛藤晟一外三名提出）(第六八号)

「黒い雨」地域の地域指定の拡大に関する質問主意書（仁比聡平提出）(第六九号)

「子ども環境保健」に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七〇号)

「緑のダム構想」の科学的検証による慎重な対応に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七一号)

ダム建設中止問題と気候変動等に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七二号)

温泉地における新エネルギー、省エネルギー技術の積極的な推進に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七三号)

八ッ場ダムに係る地裁判決等に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七四号)

八ッ場ダムの建設中止等に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七五号)

八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七六号)

八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書（加藤修一提出）(第七七号)

薬事法施行の問題点に関する質問主意書（又市征治提出）(第七八号)

サハリン（旧樺太）少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書（紙智子提出）(第七九号)

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久
（経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月三十日）

侍医
侍医長に任命する
侍医長　市倉　隆
侍医を免ずる
（東京高等検察庁検事）検事　大城　秀巳
願に依り本官を免ずる
（東京高等検察庁検事）検事　白石　史子
判事に任命する
（同）同　白石　史子
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房司法制度改革推進室長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　西山　卓爾
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房司法制度改革推進室参事官を免ずる
（内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　関　一穂
内閣官房司法制度改革推進室参事官を免ずる（以上十二月一日）

内閣府

侍医に任命する（十二月一日）
野澤　宏彰

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　原　雅彦
関税局長兼税関研修所長大藤俊行外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十一月二十九日）

最高裁判所

判事
白石　史子
東京高等裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事
安見　章
松山家庭裁判所判事補に補する
兼ねて松山地方裁判所判事補に補する
松山簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事
中村　仁子
富山地方裁判所判事補に補する
兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する
富山簡易裁判所判事に補する（以上十二月一日）

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全国金属機械労働組合港合同南労会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成21年12月5日以降、同組合の組合員が従事する医療法人南労会松浦診療所、医療法人南労会紀和クリニック及び医療法人南労会紀和病院の全職場（大阪府及び和歌山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成21年12月4日
厚生労働大臣　長妻　昭

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成21年12月4日
福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成21年第1号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成21年12月4日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成9年ころから同19年10月11日ころまでの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
中西毅が業として行った金銭の貸し付け、法定の1日あたり0.1096%（平成9年ころから同12年5月31日までの間）、0.08%（平成12年6月1日から同19年1月19日までの間）又は0.3%（平成19年1月20日から同年10月11日ころまでの間）の割合を超える利息を受領した行為（平成11年法律第155号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項違反、平成15年法律第136号による改正前の同法律第5条第2項違反、平成18年法律第115号による改正前の同法律第5条第3項・第2項違反、同法律第5条第3項違反、主な犯行態様につき後記4(2)参照）。

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年12月4日
長崎労働局長　黒田　正彦

第4号中「1時間757円」を「1時間760円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年12月4日
鹿児島労働局長　今野　文平

第4号中「1時間665円」を「1時間668円」に改める。